

岐阜県建設工事共通仕様書 第1節 共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	新条文		現行条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	新条文	編章節条 (項目見出し)	条文	
1						総則			
	1	3			設計図書の照査等	設計図書の照査	設計図書の照査等	設計図書の照査	
			2		設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を画面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料画面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 <b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</b>	設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を画面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料画面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	照査範囲の明確化のため追記
		5			施工計画書		施工計画書		
			1		一般事項	上部文略 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 緊急時の体制及び対応 (6) 交通管理 (7) 主要機械(指定機械) (8) 主要資材 (9) 施工方法(仮設備計画、工事用地等を含む) (10) 施工管理 (11) 環境管理(現場作業環境の整備) (12) <b>再生資源利用計画、再生資源利用促進計画</b> (13) 電子納品実施計画 (14) その他	一般事項	上部文略 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 緊急時の体制及び対応 (6) 交通管理 (7) 主要機械(指定機械) (8) 主要資材 (9) 施工方法(仮設備計画、工事用地等を含む) (10) 施工管理 (11) 環境管理(現場作業環境の整備) (12) <b>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</b> (13) 電子納品実施計画 (14) その他	最新の運用に基づき改定
			2		変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に施工計画書のうち変更が生じた部分を改め、 <b>変更部分について監督員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出するものとする。</b> なお、重要な変更とは、「施工計画に大きく影響しない数量の増減」以外の変更をいう。	変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に施工計画書のうち変更が生じた部分を改め、 <b>変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。</b> なお、重要な変更とは、「施工計画に大きく影響しない数量の増減」以外の変更をいう。	最新の運用に基づき改定
			4		<b>ヒアリング</b>	<b>受注者は、施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは応じなければならない。</b>		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
		11			施工体制台帳		施工体制台帳		
			1		一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「 <b>施工体制台帳に係る書類の提出について(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月16日付け国港建第123号、国空安保第763号、国空交企第643号)</b> 」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員にその写しを提出しなければならない。	一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「 <b>施工体制台帳に係る書類の提出について(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月16日付け国港建第123号、国空安保第763号)</b> 」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員にその写しを提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
			2		施工体系図	受注者は、「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づき監督員が行う調査に協力しなければならない。第1項の受注者は、国土交通省令及び「 <b>施工体制台帳に係る書類の提出について(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月16日付け国港建第123号、国空安保第763号)</b> 」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。		受注者は、「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づき監督員が行う調査に協力しなければならない。第1項の受注者は、国土交通省令及び「 <b>施工体制台帳に係る書類の提出について(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月16日付け国港建第123号、国空安保第763号)</b> 」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。	最新の運用に基づき改定
		13			調査・試験に対する協力		調査・試験に対する協力		
			6		NETIS	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。 <b>受注者は、NETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、「新技</b>	NETIS	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。	最新の運用に基づき改定

岐阜県建設工事共通仕様書 第1節 共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	新条文		現行条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	新条文	編章節条 (項目見出し)	条文	
		19			建設副産物		建設副産物		
			5				建設副産物情報交換システムの登録	請負金額が400万円以上の工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。	最新の運用に基づき改定
			6		再生資源利用計画	受注者は、 <u>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u>	再生資源利用計画	受注者は、 <u>主砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u>	最新の運用に基づき改定
			7		実施書の提出	<u>受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</u>		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
			8		建設副産物情報交換システム	<u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</u>		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
					建設発生土情報交換システム	<u>建設発生土を搬入または搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</u>		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
		20			監督員による検査(確認を含む)及び立会等		監督員による検査(確認を含む)及び立会等		
			6		段階確認、 <u>施工状況立会い</u>	段階確認、 <u>施工状況立会い</u> は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、表1-3段階確認一覧表及び表1-4施工状況立会一覧表並びに <u>特記仕様書等</u> に示す工種の施工時期において、段階確認 <u>や施工状況立会い</u> を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認 <u>や施工状況立会い</u> に係わる内容(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に連絡しなければならない。また、監督員から段階確認 <u>や施工状況立会い</u> の実施について連絡があった場合には、受注者は段階確認 <u>や施工状況立会い</u> を受けなければならない。 (3) <u>受注者は、段階確認に臨場するものとする。</u> (4) 監督員は段階確認 <u>や施工状況立会い</u> を、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。 (5) <u>受注者は、監督員に完成時、不可視になる施工箇所</u> の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	段階確認	段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、表1-3段階確認一覧表及び表1-4施工状況立会一覧表並びに <u>設計図書</u> に示す工種の施工時期において、段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる <u>報告</u> の内容(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に連絡しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について連絡があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。 (3) <u>受注者は、監督員に完成時、不可視になる施工箇所</u> の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 (4) 監督員は、(1)の段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。	岐阜県工事監督要領に基づく改定

岐阜県建設工事共通仕様書 第1節 共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	新条文		現行条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	新条文	編章節条 (項目見出し)	条文	
			7		重点監督	<p>主たる工種に新技術、新工法および新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額で契約を締結した工事(以下「低入札工事」という。)、その他上記に類する工事については、段階確認や施工状況立会いの頻度を表1-3や表1-4のとおりとし、工事の重要度に応じた段階確認等を受けることとする。</p> <p>なお、対象工事は低入札工事と下記のイ～二のとおりとし、着手前協議時に運用工種を定めるものとする。</p> <p>イ. 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準歩掛のない新工法を用いた場合。</li> </ul> <p>ロ. 施工状況が厳しい工事</p> <p>第1編 共通編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道または現道上での橋梁工事</li> <li>・最大支間長100m以上の橋梁工事</li> <li>・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事</li> <li>・鉄道、道路等の重要構造物の近接工事</li> <li>・砂防ダム・治山ダム(堤体高30m以上)</li> <li>・軟弱地盤上での構造物</li> <li>・場所打PC橋</li> <li>・共同溝工事</li> <li>・ハイピア(躯体高30m以上)</li> <li>・圧気潜函工事</li> <li>・高圧充電部に近接して行う工事</li> </ul> <p>ハ. 第三者に対する影響のある工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事</li> <li>・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事</li> <li>・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事</li> </ul> <p>ニ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属長(監督権者)が必要と認めた工事</li> <li>・上記イ～ハに類する工事</li> </ul> <p>ただし、低入札工事で作業が容易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易に調達可能な材料等を使用する工事等については、重点監督の対象としない。</p>		[新規追加]	<参考> から本文中への移動
		21			数量の算出及び完成図		数量の算出及び完成図		
			5		初期点検調書	橋梁上部工、トンネル工において、受注者は「岐阜県橋梁点検マニュアル」「岐阜県トンネル点検マニュアル」に基づき初期点検調書を電子成果品として作成・提出しなければならない。		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
			6		電子成果品	<p>完成書類は、電子成果品とその他資料とし、受注者は、「工事完成図書」の電子納品要領や「CAD製図基準」など関連する要領・基準(以下、「要領」という。)に基づいて作成した電子成果品を電子媒体等で納品する。</p> <p>電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))」による。</p> <p>「要領」「ガイドライン」に記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督員と協議するものとする。</p>	電子成果品及び紙の成果品	受注者は、「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。	最新の運用に基づき改定
		29			工事中の安全確保	頂の順序変更			国土交通省の順序に合わせ改定

岐阜県建設工事共通仕様書 第1節 共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	新条文		現行条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	新条文	編章節条 (項目見出し)	条文	
			14		南海トラフ地震防災対策推進地域における工事	受注者は「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合には、工事現場の安全を確保し、気象庁や岐阜県災害警戒会議等から発表される情報の収集に努めなければならない。 場合によっては、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 また、南海トラフ地震防災対策推進地域以外における工事であっても、「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 (1) 上記保全処置については、施工計画書の1項の(5)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2) 工事現場内の安全を確保するための保全処置は、第1編1-1-52 臨機の措置の規程によるものとする。 (3) 受注者は、上記の南海トラフ地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に連絡するものとする。 また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督員に報告するものとする。19. 足場の設置 受注者は、足場を設置する場合、労働安全衛生規則によるものとし、安全ネット・手す	東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事	受注者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事であっても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事であっても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。	最新の運用に基づき改定
		33			環境対策		環境対策		
			5		排出ガス対策型建設機械	上文略 トンネル工用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 「これにより難しい場合」とは、以下のように供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械等及び排出ガス浄化装置を装着した建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス対策型建設機械等の在庫がない。 中部4県内のメーカー販売店から排出ガス対策型建設機械等を調達するのに大幅な時間がかかる。 事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械の在庫がない。 中部4県内のメーカー販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がかかる。	排出ガス対策型建設機械	上文略	最新の運用に基づき改定
			7		低騒音型・低振動型建設機械	上文略 受注者は、協議を行う場合に事前に次の 及び について確認するものとする。 調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。	低騒音型・低振動型建設機械		最新の運用に基づき改定
		35			交通安全管理		交通安全管理		
			2		輸送災害の防止	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂の搬入出、工用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、事前に関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、施工計画書に記載し災害の防止を図らなければならない。	輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による主砂、工用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、施工計画書に記載し災害の防止を図らなければならない。 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の主砂、工用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合わせのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画をたて、施工計画書に記載し災害の防止を図らなければならない。	最新の運用に基づき改定

岐阜県建設工事共通仕様書 第1節 共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	新条文		現行条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	新条文	編章節条 (項目見出し)	条文	
			4		工事用道路の維持管理	<p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識(規制標識等)の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>		<p>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>6. 施工計画書 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	最新の運用に基づき改定
			11		通行許可	<p>上文略</p> <p>道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について</p> <p>施工計画書に一般制限値を越える車両等を記載</p> <p>出発地点、走行途中、現場到着地点における写真(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。</p> <p>通行許可証の写し</p> <p>車両通行記録計(タコグラフ)の写し(夜間走行条件の場合のみ)なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」(平成10年3月(社)日本建設機械化協会)を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>	通行許可	上文略	最新の運用に基づき改定
			14		交通管理	<p>上文略</p> <p>(2) 交通誘導警備員</p> <p>受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導警備員」という。)を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。</p> <p>受注者は、現道上または現道に近接して行う工事で、やむを得ず工用材料・機械器具等を現道上に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。</p> <p>受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級または2級検定合格者)としなければならない。</p> <p>受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督員に提出するものとする。</p> <p>受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、<b>交通誘導に関する専門的な知識および技能を有する警備員等(表1-8を参照)</b>とすることができる。その場合は、<b>警備員名簿および教育実施状況等に関する資料等</b>を保管し監督員から請求があった場合には速やかに提示するものとする。ただし、道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署長からの要請により配置する場合を除く。また、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。なお、岐阜県内において、有資格者の配置が義務づけられた路線は、表1-9のとおりである。</p> <p>表1-8 交通誘導警備員の資格[追加]</p>	交通管理	<p>上文略</p> <p>(2) 交通誘導警備員</p> <p>受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導警備員」という。)を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。</p> <p>受注者は、現道上または現道に近接して行う工事で、やむを得ず工用材料・機械器具等を現道上に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。</p> <p>受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級または2級検定合格者)としなければならない。</p> <p>受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督員に提出するものとする。</p> <p>受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て<b>交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者</b>とすることができる。その場合は、<b>経歴書</b>を保管し監督員から請求があった場合には速やかに提示するものとする。ただし、道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署長からの要請により配置する場合を除く。また、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。なお、岐阜県内において、有資格者の配置が義務づけられた路線は、表1-9のとおりである。</p>	最新の運用に基づき改定
		41			提出書類				
			1		工事書類の提出	(1)~(9)(11)略 (10) <b>再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書</b> (「建設副産物情報交換システム」により作成された調査表)	工事書類の提出	(1)~(9)(11)略 (10) <b>「再生資源利用(促進)計画書(実施書)システム」により作成された電子媒体</b> (再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書)	最新の運用に基づき改定
			2		1-1-47 電子納品 へ移動		電子媒体	受注者は、特記仕様書等に明記なき場合は、「岐阜県電子納品要領」等に基づき、 <b>電子媒体を提出しなければならない。</b>	最新の運用に基づき改定
					1-1-47 電子納品 へ移動		内容の確認	受注者は、電子納品の内容等について、工事着手前に監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
					1-1-47 電子納品 へ移動		エラーチェック等	受注者は、電子納品にあたり、電子データ内容を十分に確認し、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を監督員に提出するものとする。	最新の運用に基づき改定



岐阜県建設工事共通仕様書 第1節 共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	新条文		現行条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	新条文	編章節条 (項目見出し)	条文	
2					土工		土工		
	3				河川土工・砂防土工		河川土工・砂防土工		
		10			3次元データによる出来形管理	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。	河川土工の出来形管理	受注者は、土工(掘削工、盛土工)において、トータルステーションによる出来形管理技術を適用する工事については、「TSを用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。 3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、出来形管理基準のほか、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」の規定によるものとする。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。	最新の運用に基づき改定
	4				道路土工		道路土工		
		9			3次元データによる出来形管理	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。	道路土工の出来形管理	受注者は、土工(掘削工、盛土工)において、トータルステーションによる出来形管理技術を適用する工事については、「TSを用いた出来形管理要領」により実施しなければならない。 3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、出来形管理基準のほか、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「(国土交通省)」の規定によるものとする。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。	最新の運用に基づき改定
	3				無筋・鉄筋コンクリート		無筋・鉄筋コンクリート		
		4			品質確保の調査		品質確保の調査		
			5		微破壊・非破壊試験を用いた強度測定	1) 受注者は、「 <u>微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)</u> 」(平成24年3月28日付国官技第357344号)(以下「強度測定要領」という。)で強度測定の対象となる構造物(橋長30m以上の橋梁上部工及び下部工(工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。))について、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を実施するものとする。なお、微破壊・非破壊試験により、コンクリート構造物の強度を測定する場合は「土木コンクリート構造物の品質確保について」(国官技第61号 平成13年3月29日)に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略	微破壊・非破壊試験を用いた強度測定	1) 受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事と明示された橋梁上部工及び下部工事等について、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を実施するものとする。なお、微破壊・非破壊試験により、コンクリート構造物の強度を測定する場合は「土木コンクリート構造物の品質確保について」(国官技第61号 平成13年3月29日)に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。	最新の運用に基づき改定
	5				運搬・打設		運搬・打設		
		7			打継目		打継目		
			1		一般事項	打継目の位置及び構造は、 <u>設計図書の定めによるものとする。</u> ただし、受注者は、やむを得ず設計図書で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、 <u>打設計画書を作成し、監督員と協議しなければならない。</u>	一般事項	打継目の位置及び構造は、 <u>契約図面の定めによるものとする。</u> ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
			8		伸縮継目	受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、 <u>設計図書に示されていない場合は、</u> 瀝青系目地材または樹脂系目地材、厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	伸縮継目	受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、 <u>特に定めのない場合は</u> 瀝青系目地材または樹脂系目地材、厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	最新の運用に基づき改定
			11		無筋コンクリート擁壁の目地構造	無筋コンクリート擁壁の目地構造については、 <u>設計図書によるものとする。</u> <u>ただし、設計図書に示されていない場合は、次の各号によるものとする。</u> (1) 受注者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。高さが1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。 (2) 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。	無筋コンクリート擁壁の目地構造	無筋コンクリート擁壁の目地構造については <u>次の各号によらなければならない。</u> (1) 受注者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。高さが1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。 (2) 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。	最新の運用に基づき改定

岐阜県建設工事共通仕様書 第1節 共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	新条文		現行条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	新条文	編章節条 (項目見出し)	条文	
			12		鉄筋コンクリート擁壁の目地構造	鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、 <u>設計図書によるものとする。</u> <u>ただし、設計図書に示されていない場合は、次の各号によるものとする。</u> (1) 受注者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。 (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材またはこれと同等以上の材料を用いるものとする。 (3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。	鉄筋コンクリート擁壁の目地構造	鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、 <del>次の各号によらなければならない。</del> (1) 受注者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。 (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ1cm以上の瀝青系目地材またはこれと同等以上の材料を用いるものとする。 (3) 収縮目地の構造は、深さ3cm程度のV型の溝を垂直に表側に入れるものとする。	最新の運用に基づき改定
			13		排水孔の施工	排水孔の施工にあたっては、設計図書によるものとする。 <u>ただし、設計図書に示されていない場合は、次の各号によるものとする。</u> (1) 受注者は、排水孔については硬質塩化ビニル管(VP 100mm)を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。 (2) 受注者は、排水孔設置箇所には、吸出防止材または透水材を設置しなければならない。また、その形状は、設計図書によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。	排水孔の施工	排水孔の施工にあたっては、設計図書によるものとする。 <del>ただし、次の各号によらなければならない。</del> (1) 受注者は、排水孔については硬質塩化ビニル管(VP 100mm)を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。 (2) 受注者は、排水孔設置箇所には、吸出防止材または透水材を設置しなければならない。また、その形状は、設計図書によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。	最新の運用に基づき改定
			14		コンクリート簡易構造物の施工	コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、 <u>設計図書によるものとする。</u> <u>ただし、設計図書に示されていない場合は、次の各号によるものとする。</u> (1) 受注者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板またはそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。 (2) 受注者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合せて伸縮目地を入れなければならない。 (3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。 (4) 受注者は、側溝・集水樹天端等で路面排水が必要と考えられる箇所(暫定供用も含む)に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については <u>設計図書によるものとする。</u> <u>ただし、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議しなければならない。</u>	コンクリート簡易構造物の施工	コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、 <del>次の各号によらなければならない。</del> (1) 受注者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10mm以上の杉板またはそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。 (2) 受注者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合せて伸縮目地を入れなければならない。 (3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。 (4) 受注者は、側溝・集水樹天端等で路面排水が必要と考えられる箇所(暫定供用も含む)に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法について <u>設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</u>	
	6				鉄筋工		鉄筋工		
		1			一般事項		一般事項		
			6		コンクリート構造物非破壊試験(配筋状況及びかぶり測定)	受注者は、新設のコンクリート構造物のうち、「 <u>非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(平成24年3月28日付け国官技第357号)</u> 」(以下「 <u>かぶり測定要領</u> という。))において、コンクリート構造物非破壊試験(配筋状況及びかぶり測定)の <u>対象とされた構造物(橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面25㎡以上のボックスカルバート工(工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。))</u> について、以下によりコンクリート構造物非破壊試験を実施するものとする。 (1) 受注者は、測定を、 <u>かぶり測定要領</u> に従い行うものとする。 (2) 受注者は、本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員に提出するものとする。 (3) これに定められていない事項については、 <u>監督員と協議するものとする。</u>	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状況及びかぶり測定)	受注者は、新設のコンクリート構造物のうち、 <u>設計図書において、コンクリート構造物非破壊試験(配筋状況及びかぶり測定)の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等</u> について、以下によりコンクリート構造物非破壊試験を実施するものとする。 (1) 受注者は、測定を、 <u>非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(平成24年3月28日付け国官技第357号)</u> に従い行うものとする。 (2) 受注者は、本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員に提出するものとする。 (3) これに定められていない事項については、 <u>監督員と協議し定めるものとする。</u>	



岐阜県建設工事共通仕様書 第2節 材料編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
1					一般事項		一般事項		
	1				適用		適用		
				4		<del>【削除】第2節 6. 海外の建設資材の品質証明と重複</del>	海外で生産された資材	<del>海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は、(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する品質審査証明書を、受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合には速やかに提示しなければならない。</del>	最新の運用に基づき改定
	2				工事材料の品質及び検査(確認を含む)		工事材料の品質及び検査(確認を含む)		
				11	<u>品質証明資料提出の省略</u>	<u>工事毎に提出しなければならない使用材料の品質を証する資料のうち、下記に示す材料については資料の提出を省略することができる。</u> <u>高頻度材料として、各事務所に資料提出済みの材料</u> <u>建設工事用種ブロック指定工場一覧表に記載されている製品</u> <u>コンクリート二次製品合格品目一覧表に記載されている製品</u> <u>上記 から 以外のJIS指定商品</u> <u>(JIS指定商品は品質に係る資料等の提出を省略)</u> <u>アスファルト事前審査制度の認定混合物</u>		<u>【新規追加】</u> 表1-2 の注意事項から移動	最新の運用に基づき改定
	9				芝及びそだ		芝及びそだ		
		3			種子		種子		
				2	種子袋	種子袋は長さ50cm・巾10cm・厚さ1cmのものとし、種子及び肥料等は設計図書によるものとする。 また、工事実施の種子配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、監督員の承諾を得なければならない。	種子袋	種子袋は長さ50cm・巾10cm・厚さ1cmのものとし、種子及び肥料等は設計図書に示す場合を除き表2-29とする。 <u>表2-29 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量</u>	最新の運用に基づき改定 [外来種]

岐阜県建設工事共通仕様書 第3節 土木工事共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
1									
	2				適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編)(平成29年11月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成24年2月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(平成24年3月)	基準の改正
	3				共通的工種				
		24			現場継手工				
			10		現場継手工の施工	受注者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はA種に適合するものとする。		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
			11		記録	受注者は、7.(1)で作成した「締付け確認の記録」は、工事完成時に納品する。		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
		25							
			1		一般事項	受注者は、銘板の設置については、第1編 1-1-51 工事完成の標示によらなければならない。 これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	一般事項	受注者は、銘板の設置については、第1編 1-1-51 工事完成の標示によらなければならない。	最新の運用に基づき改定
		31			現場塗装工		現場塗装工		
			19		記録	(1) 受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、 <u>写真管理基準(案)に基づき撮影・保管</u> するものとする。 (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図1-2のとおり記録しなければならない。	記録	(1) 受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、 <u>カラー写真</u> とするものとする。 (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図1-2のとおり記録しなければならない。	最新の運用に基づき改定
		33			かごマット工				
			2		要求性能	線材は以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的機関の証明書または公的機関の試験結果を事前に監督員に提示提出し、確認を受けなければならない。 <u>また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管するものとする。</u> なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。 <u>また、施工途中において監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示</u>	要求性能	線材は以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的機関の証明書または公的機関の試験結果を事前に監督員に提示し、確認を受けなければならない。  なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。	最新の運用に基づき改定
	4				基礎工		基礎工		
		4			既製杭工		既製杭工		
			28		基礎杭の適正な施工を確保するために講ずべき措置	(1) 受注者は、基礎杭工事の施工前に、設計図書等に記載された地盤条件、施工方法、工期等の基礎杭工事の施工に関する事項を確認し、基礎杭施工体制に係る全ての下請負人(以下「杭施工業者」という。)と共有すること。 (2) 監理技術者又は受注者の監理技術者等は、現場条件に即した適正な基礎杭の施工を確保する計画、また記録データ消失に備え写真撮影等の施工記録に代替する記録を確保する手法をあらかじめ定めた施工計画書を作成し、監督員に対しその内容について説明を行うこと。 (3) 監理技術者等は、基礎杭工事の施工前又は施工中に設計図書等に基づく施工が困難であること、設計図書等に示された地盤条件と現場条件とが異なることを杭施工業者が発見した時は、書面をもってその旨を報告させること。 監理技術者等は、杭施工業者から報告がなされた場合には、監督員と遅滞なく協議をすること。 (4) 監理技術者等は、試験杭施工について自ら立会い、原則として監督員の立会いを求めるとともに、杭施工業者の主任技術者に立会いのもとで支持層の位置等を確認すること。 (5) 監理技術者等は、試験杭施工について自ら立会い、原則として監督員の立会いを求めるとともに、杭施工業者の主任技術者に立会いのもとで支持層の位置等を確認すること。		[新規追加]	最新の運用に基づき改定

岐阜県建設工事共通仕様書 第3節 土木工事共通編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
		5			石・ブロック積(張)工		石・ブロック積(張)工		
			1		一般事項		一般事項		
				5	水抜き孔	受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工しなければならない。 設計図書に示されていない場合は、硬質塩化ビニル管(VP 50mm)を用い、3㎡に1ヶ所以上の割合で2%程度の勾配で設けるものとし、積(張)工前面の埋戻し高を考慮して配置計画を作成し、設置しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	水抜き孔	受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工しなければならない。 設計図書に示されていない場合は、硬質塩化ビニル管(VP 50mm)を用い、3㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、積(張)工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
				3	コンクリートブロック工		コンクリートブロック工		
				3	コンクリートブロックの使用材料	受注者は、コンクリート積みブロックの使用にあたっては、設計図書に明記された場合を除き岐阜県の土木工事積みブロック指定工場一覧表に記載する製品から選定するものとする。	コンクリートブロックの使用材料	受注者は、コンクリート積みブロックの使用にあたっては、設計図書に明記された場合を除き指定工場における指定品目から選定するものとする。	最新の運用に基づき改定
		6			一般舗装工				
			1		一般事項				
				8	3次元データによる出来形管理	舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	3次元データによる出来形管理	3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「(国土交通省)」の規定によるものとする。	最新の運用に基づき改定
				3	アスファルト舗装の材料	項目順序の変更(施工順に変更)			最新の運用に基づき改定
				7	アスファルト舗装工	項目順序の変更(施工順に変更)			最新の運用に基づき改定
				17	舗装打換え工				
				2	路盤の入替え	受注者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。		受注者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。	表題の追加
				3	舗設	受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 (1) シックリフト(大粒径アスファルト舗装)工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。 (2) 舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 (3) 受注者は監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50 以下になってから交通解放を行わなければならない	舗設	受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 (1) シックリフト(大粒径アスファルト舗装)工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。 (2) 舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 受注者は監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50 以下になってから交通解放を行わなければならない	最新の運用に基づき改定
				4	加熱アスファルト混合物の仕上がり厚さ	受注者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。		受注者は、一層の仕上り厚さが7cm以下になるよう舗設しなければならない。	表題の追加
				5	締固め	受注者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。		受注者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。	表題の追加
				20	3次元データを用いた出来形管理	舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。		[新規追加]	最新の運用に基づき改定

岐阜県建設工事共通仕様書 第4節 河川編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
1					築堤・護岸		築堤・護岸		
	7				法覆護岸工		法覆護岸工		
		1			一般事項		一般事項		
			3			【削除】	表面仕上げ	受注者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。	最新の運用に基づき改定
			5			【削除】	施工目地間隔	コンクリートのり張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き40m程度とする。	最新の運用に基づき改定
			6		吸出し防止シートの布設	連節ブロック張、蛇籠張、鉄線籠型護岸の吸出し防止シートは、裏地盤の土質により特に必要でない認められたものについては監督員と協議するものとする。	吸出し防止シートの重ね代	防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。	最新の運用に基づき改定
		2			河川護岸用吸出し防止材	<p>(1) 施工範囲 連節ブロック張、蛇籠張、鉄線籠型護岸の吸出し防止材の施工範囲は図1-7を標準とする。また、吸出し防止材の重ね合せ幅は、10 cm以上とする。裏地盤の土質により特に必要でない認められたものについてはこの限りではない。</p> <p>(2) 吸出し防止材の種類 吸出し防止材は、A・Bの二種類に分類する。使用厚さはt = 10 mm以上とする。</p> <p>A種の適用工</p> <p>1) 改修計画による護岸工 本護岸・多自然覆土工等 本護岸・多自然覆土工等</p> <p>2) 暫定計画による護岸工</p> <p>3) 災害復旧護岸工等</p> <p>B種の適用工種</p> <p>1) 取付け護岸工及び仮設工等 単年度又は数年で撤去する場合とする。</p> <p>2) 側帯・桜づつみ・堤脚ドレーン・仮設工等 二重締切り工の川裏のり面護岸等 なお、上記以外の場合は、A種を適用とする。</p> <p>(3) 吸出し防止材の縦・横方向引張強度 A種の引張強度は(10 kN/m)として現場の条件等により検討する。 B種の引張強度は(5kN/m)以上とする。</p>	吸出し防止シート	吸出し防止シートは、表1-5、表1-6の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有しているシートとする。 なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。 表1-5 表1-6	最新の運用に基づき改定
4					水門工		水門工		
	2				適用すべき諸基準	<a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編)(平成29年11月)</a>	適用すべき諸基準	<a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成24年2月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(平成24年3月)</a>	基準の改正
5					堰		堰		
	2				適用すべき諸基準	<a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編)(平成29年11月)</a>	適用すべき諸基準	<a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成24年2月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(平成24年3月)</a>	基準の改正



## 岐阜県建設工事共通仕様書 第7節 道路編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
1					道路改良		道路改良		
	2				適用すべき諸基準	改定箇所のみ 国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成28年3月) <a href="#">日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</a>	適用すべき諸基準	改定箇所のみ 国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成16年3月)	基準の追加
	12				遮音壁工		遮音壁工		
		2			材料		材料		
			3		背面板(受音板)の材料	背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び帯 溶融亜鉛めっき鋼板及び帯 溶融亜鉛めっき鋼板及び帯 溶融亜鉛めっき鋼板及び帯 溶融亜鉛めっき鋼板及び帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGCまたはこれと同等品以上とする。	背面板(受音板)の材料	背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び帯 溶融亜鉛めっき鋼板及び帯 溶融亜鉛めっき鋼板及び帯 溶融亜鉛めっき鋼板及び帯)に規定する亜鉛鉄板(SGH400またはSGC400-Z27)またはこれと同等品以上とする。	最新の運用に基づき改定
2					舗装		舗装		
	2				適用すべき諸基準	改定箇所のみ 国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成28年3月) <a href="#">日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</a>	適用すべき諸基準	改定箇所のみ 国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成16年3月)	基準の追加
	8				防護柵工		防護柵工		
		1			一般事項		一般事項		
			3		適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成28年12月改訂)、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編 土木工事共通編 1-3-8 路側防護柵工、1-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければ	適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編 土木工事共通編 1-3-8 路側防護柵工、1-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければな	基準の改定
3					橋梁下部		橋梁下部		
	2				適用すべき諸基準	<a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</a>	適用すべき諸基準	<del>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成24年2月)</del> <del>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (平成24年3月)</del>	基準の追加・改定
	8				鋼製橋脚工		鋼製橋脚工		
		10			橋脚架設工		橋脚架設工		
			1		適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編 土木工事共通編 1-13-3 架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、監督員の承諾を得なければならない。	適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編 土木工事共通編 1-13-3 架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)第18章 施工」(日本道路協会、平成24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、監督員の承諾を得なければならない。	基準の改定
		11			現場継手工		現場継手工		
			2		適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧 現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して、監督員の承諾を得なければならない。	適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)18章 施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧 現場施工第3章 架設工事」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して、監督員の承諾を得なければならない。	基準の改定
4					鋼橋上部		鋼橋上部		
	2				適用すべき諸基準	<a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</a>	適用すべき諸基準	<del>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成24年2月)</del> <del>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (平成24年3月)</del>	基準の追加・改定
5					コンクリート橋上		コンクリート橋上		
	2				適用すべき諸基準	<a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編) (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)</a> <a href="#">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</a>	適用すべき諸基準	<del>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成24年2月)</del> <del>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (平成24年3月)</del>	基準の追加・改定
6					トンネル(NATM)		トンネル(NATM)		

岐阜県建設工事共通仕様書 第7節 道路編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
	2				適用すべき諸基準	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準		基準の追加・改定
	4				支保工		支保工		
		2			材料		材料		
			1		吹付けコンクリートの材料及び配合	吹付けコンクリートの材料及び配合は、設計図書によらなければならない。 設計図書に記載のない場合は、受注者は岐阜県道路設計要領に基づき吹付けコンクリートの配合を監督員と協議するものとする。	吹付けコンクリートの材料及び配合	(1) 受注者は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。 (2) 受注者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、設計図書に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。 (3) 吹付けコンクリートの配合、品質基準は表6-1のとおりとする。 表6-1 吹付けコンクリートの配合(湿式)及び品質基準 吹付けコンクリートの強度試験資料については、主木学会基準の吹付けコンクリートの強度試験用供試体の作り方(案)によるものとする。 (4) 受注者は、配合を変更する必要がある場合には、設計図書に関して監督員と協	最新の運用に基づき改定
			2		[削除]		定着剤	定着剤の示方配合は表6-2を標準とする。 表6-2 モルタル配合表	最新の運用に基づき改定
			3		鋼材 支保工	鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)2種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。	鋼材	鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)2種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。	表題の改定
			4		金網工に使用する材料	金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網(めっきなし)の規格に適合するもので150mm x 150 x 5mmとする。	金網工	金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網(めっきなし)の規格に適合するもので150mm x 150 x 5mmとする。	表題の改定
					[削除]		継ぎ材	継ぎ材(タイロット)の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼1種(SR235)とする。	最新の運用に基づき改定
					[削除]		さや管	鋼製支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管2種(STK400)とする。	最新の運用に基づき改定
					[削除]		ボルト等	鋼製支保及びタイロットに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。	最新の運用に基づき改定
					[削除]		金網の止めピン	金網の止めピンは9mm鉄筋同等とする。	最新の運用に基づき改定
7					コンクリートシェツ		コンクリートシェツ		
	2				適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)(平成29年11月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成24年2月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)(平成24年3月)	基準の追加・改定
8					鋼製シェツド		鋼製シェツド		
	2				適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(下部構造編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)(平成29年11月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編)(平成24年2月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)(平成24年3月)	基準の追加・改定
9					地下横断歩道		地下横断歩道		
	2				適用すべき諸基準	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準		基準の追加・改定
10					地下駐車場		地下駐車場		
	2				適用すべき諸基準	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準		基準の追加・改定
11					共同溝		共同溝		

岐阜県建設工事共通仕様書 第7節 道路編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
	2				適用すべき諸基準	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準		基準の追加・改定
12					電線共同溝		電線共同溝		
	2				適用すべき諸基準	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準		基準の追加・改定
13					情報ボックス工		情報ボックス工		
	2				適用すべき諸基準	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準		基準の追加・改定
14					道路維持		道路維持		
	2				適用すべき諸基準	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)	適用すべき諸基準		基準の追加・改定



岐阜県建設工事共通仕様書 第8節 下水道編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
1					開削工				
	1				適用	本章は、 <u>下水道の管きょ工(開削)</u> として管路土工、管布設工、管基礎工、水路築造工、管路土留工、埋設物防護工、管路路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編の規定による。</u>	適用	本章は、 <u>管きょ工(開削)</u> として管路土工、管布設工、管基礎工、水路築造工、管路土留工、埋設物防護工、管路路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準による。 <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準による。 <del>なければならない。</del>	表現の適正化
	3				一般事項				
		1			材料	<u>使用する下水道材料は、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</u> <u>その他の材料は、第3節 材料及び第2編 第2章土木工事材料に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</u>		<del>受注者は、使用する下水道材料は次の規格に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。</del>	表現の適正化
						他の編に合わせ、節・条・項の修正			
		11			補助地盤改良工	補助地盤改良工の施工については、 <u>第3編 土木工事共通編 1-7-9 固結工の規定による。</u>		[追加]	最新の運用に基づき改定
2					小口径推進工				
	1				適用	本章は、 <u>下水道の管きょ工(小口径推進)</u> として低耐荷力圧入工工程推進工、低耐荷力オーガ推進工、小口径泥水推進工、小口径泥土圧推進工(低耐荷力泥土推進工)、ボーリング推進工(鋼管さや管ボーリング推進工、取付管ボーリング推進工)、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工(小口径)、送排泥設備工、汚泥処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木</u>	適用	本章は、 <u>管きょ工(小口径推進)</u> として低耐荷力圧入工工程推進工、低耐荷力オーガ推進工、小口径泥水推進工、小口径泥土圧推進工(低耐荷力泥土推進工)、ボーリング推進工(鋼管さや管ボーリング推進工、取付管ボーリング推進工)、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工(小口径)、送排泥設備工、汚泥処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>第1章 開削工 第2節 適用する諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	<del>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によるなければならない。</del>	表現の適正化
	3				一般事項				
		1			材料	受注者は、使用する下水道用資材は下記の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 <u>その他の材料は、第3節 材料及び第2編 第2章土木工事材料に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</u>		受注者は、使用する下水道用資材は下記の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。	表現の適正化
						他の編に合わせ、節・条・項の修正			
3					推進工				
	1				適用	本章は、 <u>下水道工事の管きょ工(推進)</u> として刃口推進工、泥水推進工、泥濃推進工、立坑内管布設工、仮設備工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木</u>	適用	本章は、 <u>管きょ工(推進)</u> として刃口推進工、泥水推進工、泥濃推進工、立坑内管布設工、仮設備工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>第1章 開削工 第2節 適用する諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	<del>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によるなければならない。</del>	表現の適正化

岐阜県建設工事共通仕様書 第8節 下水道編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
	3				一般事項		材料		
		1			材料				
			1			受注者は、使用する下水道用資材は下記の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 <u>その他の材料は、第3節 材料及び第2編 第2章土木工事材料に示す規格に適合したもので、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</u>		受注者は、使用する下水道用資材は下記の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。	表現の適正化
						<u>他の編に合わせ、節・条・項の修正</u>			
4					シールド工		シールド工		
		1			適用	本章は、 <u>下水道工事の</u> 管きょ工(シールド)として一次覆工、二次覆工、空伏工、立坑内管布設工、坑内整備工、仮設備工(シールド)、坑内設備工、立坑設備工、圧気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編の規定による。</u>	適用	本章は、管きょ工(シールド)として一次覆工、二次覆工、空伏工、立坑内管布設工、坑内整備工、仮設備工(シールド)、坑内設備工、立坑設備工、圧気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	<u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1章 開削工 第2節 適用する諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に、相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	<del>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。</del>	表現の適正化
	3				一般事項		材料		
		1			材料				
			1			受注者は、使用する下水道用資材は下記の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 <u>その他の材料は、第3節 材料及び第2編 第2章土木工事材料に示す規格に適合したもので、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</u>		受注者は、使用する下水道用資材は下記の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。	表現の適正化
						<u>他の編に合わせ、節・条・項の修正</u>			
6					マンホール工		マンホール工		
		1			適用	本章は、 <u>下水道工事の</u> マンホール工として現場打ちマンホール工、組立マンホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編の規定による。</u>	適用	本章は、マンホール工として現場打ちマンホール工、組立マンホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	<u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1章 開削工 第2節 適用する諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に、相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	<del>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。</del>	表現の適正化
	3				一般事項		材料		
		1			材料				
			1			<u>使用する下水道用資材は、次の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。</u> <u>その他の材料は、第3節 材料及び第2編 第2章土木工事材料に示す規格に適合したもので、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</u>		<del>受注者は、使用する下水道材料は、次の規格に適合したもので、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</del>	表現の適正化
						<u>他の編に合わせ、節・条・項の修正</u>			
7					特殊マンホール工		特殊マンホール工		
		1			適用	本章は、 <u>下水道工事の</u> 特殊マンホール工として、管路土工、躯体工、土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編の規定による。</u>	適用	本章は、特殊マンホール工として、管路土工、躯体工、土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	3				一般事項		材料		

岐阜県建設工事共通仕様書 第8節 下水道編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
						他の編に合わせ、節・条・項の修正			

## 岐阜県建設工事共通仕様書 第8節 下水道編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
8					取付管及びます適用	本章は、 <u>下水道工事</u> の取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削水替工その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木</u> <u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1章 開削工 第2</u> <u>節 適用すべき諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計</u> <u>図書に 相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある</u> <u>場合は監督員と協議しなければならない。</u>	取付管及びます適用	本章は、取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削水替工その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	1				適用すべき諸基準	<u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1章 開削工 第2</u> <u>節 適用すべき諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計</u> <u>図書に 相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある</u> <u>場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	<del>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びそ</del> <del>の他関係基準によらなければならない。</del>	表現の適正化
						他の編に合わせ、節・条・項の修正			
9					地盤改良工適用	本章は、 <u>下水道工事</u> の地盤改良工として固結工その他これらに類する工種について適用する。 <u>本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木</u> <u>工事共通編の規定による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計</u> <u>図書に 相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある</u> <u>場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用	本章は、地盤改良工として固結工その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	1					他の編に合わせ、節・条・項の修正			
10					付帯工適用	本章は、 <u>下水道工事</u> の付帯工として <u>施工される</u> 舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物 復旧工、その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に定めのない事項については、第1編 共通編 第2編 材料編 第3編 土木工事</u> <u>共通編の規定による。</u>	付帯工適用	本章は、付帯工として舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物 復旧工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	<u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1章 開削工 第2</u> <u>節 適用すべき諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計</u> <u>図書に 相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある</u> <u>場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	<del>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びそ</del> <del>の他関係基準によらなければならない。</del>	表現の適正化
						他の編に合わせ、節・条・項の修正			
11					立坑工適用	本章は、 <u>下水道工事</u> の立坑工として管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。 <u>本章に定めのない事項については、第1編 共通編 第2編 材料編 第3編 土木工事</u> <u>共通編の規定による。</u>	立坑工適用	本章は、立坑工として管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	<u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1章 開削工 第2</u> <u>節 適用すべき諸基準の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計</u> <u>図書に 相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある</u> <u>場合は監督員と協議しなければならない。</u>	適用すべき諸基準	<del>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びそ</del> <del>の他関係基準によらなければならない。</del>	表現の適正化

岐阜県建設工事共通仕様書 第12節 土地改良編 新旧対照表

章	節	条	項	項以下	現行条文		新条文		改定理由
					編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
1					ほ場整備工		ほ場整備工		
	1				適用		適用		
			1			本章は、ほ場整備工事における準備工、整地工、道路工および水路工その他これに類する工種に適用するものとする。		本章は、ほ場整備工事における準備工、整地工、道路工および水路工その他に適用するものとする。	表現の適正化
	2				一般事項				
		1			適用すべき諸基準	適用すべき諸基準については、第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準の規定によるものとする。		[新規追加]	表現の適正化
2					農道工事		農道工		
	1				適用				
			1			本章は、農道工事の土工、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、落石防護工、構造物撤去工、舗装工、付帯施設工の施工に適用するものとする。		本章は、農道工事の施工に適用するものとする。	表現の適正化
	2				適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において定めのない事項については、第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	表現の適正化
4					水路工事		水路工		
	1				適用		適用		
		1			適用		適用		
			1			本章は、ほ場整備工事における準備工、整地工、道路工および水路工その他これに類する工種に適用するものとする。		本章は、ほ場整備工事における準備工、整地工、道路工および水路工に適用するものとする。	表現の適正化
	2				一般事項				
		1			適用すべき諸基準	適用すべき諸基準については、第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準の規定によるものとする。		[新規追加]	表現の適正化
					全体	プレキャストコンクリート製品		鉄筋コンクリート二次製品	最新の運用に基づき改定
	4				暗渠工		暗渠工		
		1			現場打ち暗渠工	現場打ち暗渠工の施工については、第1編 共通編 第3編 土木工事共通編の規定によるものとする。		[新規追加]	最新の運用に基づき改定
5					管類布設工		管類布設工		
	2				一般事項	適用すべき諸基準については、第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、下記の基準類によらなければならない。	一般事項	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。	表現の適正化
6					頭首工		頭首工		
	2				一般事項				
			1		適用すべき諸基準	適用すべき諸基準については、第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	表現の適正化
	7				管理橋下部工				
		1			管理橋下部(躯体工)	管理橋下部(躯体工)の施工については、第3編 土木工事共通編の規定によるものとする。		[新規追加]	表現の適正化
7					ため池改修工		ため池改修工		
	2				一般事項		一般事項		
			1		適用すべき諸基準	適用すべき諸基準については、第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準と設計図書に相違がある場合は、監督員に確認を求めなければならない。	適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準によらなければならない。 なお、基準と設計図書に相違がある場合は、監督員に確認を求めなければならない。	表現の適正化
9					農用地造成工		農用地造成工		
	1				適用		適用		
			1			本章は、農地造成工事の基盤工、畑面工、道路工及び防災施設工その他これに類する工種について適用するものとする。		<del>農用地の造成工事に適用するものとする。</del>	表現の適正化

